

～西尾市の紹介～

位置・地勢・人口



市制施行日 昭和 28 年 12 月 15 日

位置 名古屋市の南東約 35km

面積 161.22km²

人口(R2.7.1 現在) 171,822 人

西尾市は、愛知県の中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、東に三ヶ根山などの山々が連なり、西に矢作川が流れ、南は三河湾を臨みます。

主な特産・産業



西尾の抹茶



一色産うなぎ



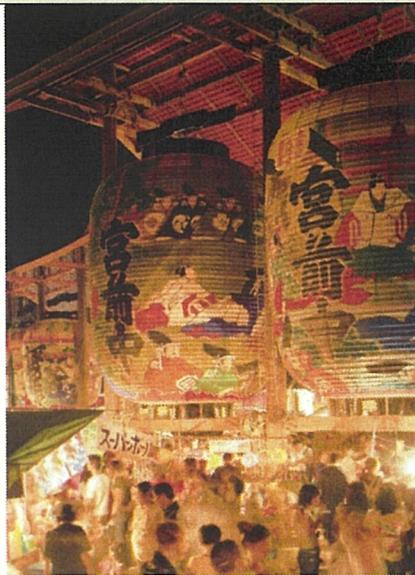
アサリ



カーネーション

西三河南部地域の中核的な都市として自動車関連産業の発展とともに成長を続けてきました。一方で日本有数の生産量を誇る抹茶（てん茶）やカーネーション、養殖ウナギ、アサリなど農水産物の生産拠点としても発展しています。

史跡・名所、祭り・芸能



三河一色大提灯まつり



佐久島イーストハウス



鳥羽の火祭り



三ヶ根山あじさい



歴史公園



華蔵寺の吉良公木像

歴史的な史跡や名所が点在し、伝統的な祭りや芸能も多く伝えられているほか、三ヶ根山や三河湾に浮かぶ佐久島を含む一帯は三河湾国定公園に指定され、風光明媚な名勝となっています。

～これまでの取り組みについて～

1. 議会基本条例制定に関する経緯

開催日	会議の種類	内容
平成27年 8月 3日	議会運営委員会	議会基本条例の制定に向けて、「議会改革特別委員会」を設置することを決定
9月 1日	本会議	議会改革特別委員会の設置
9月14日	議会改革特別委員会	議会基本条例の骨子案について
9月25日	議会改革特別委員会	議会基本条例の条文について
10月26日	議会改革特別委員会	議会基本条例の素案について
11月25日	議会改革特別委員会	議会基本条例の素案について
12月15日	議会改革特別委員会	議会基本条例の素案について
平成28年 1月18日	議会改革特別委員会	議会基本条例の素案について
3月15日	議会改革特別委員会	議会基本条例（案）について
5月16日	議会改革特別委員会	パブリックコメント用議会基本条例（案）について
6月 1日 ～6月30日		パブリックコメントの実施
8月 8日	議会改革特別委員会	議会基本条例のパブリックコメント結果について
9月13日	議会改革特別委員会	西尾市議会基本条例の制定について
9月29日	9月定例会（最終日）	西尾市議会基本条例の制定について 起立全員で可決（10月1日施行）

2. 住民への市政（議会）報告会の実施状況

議会改革特別委員会において試行実施

開催日	平成28年4月23日（土）
開催時間	19時～21時
開催場所	市役所 多目的室
出席議員	全議員
参加人数	66人
内 容	第1部 常任委員会及び議会改革特別委員会の報告 第2部 意見交換会
周知方法	市広報紙、ホームページ、報道機関

3. 参考人制度や公聴会制度の運用状況

《参考人制度》

平成28年6月17日 企画総務委員会（参考人：水野弁護士）

平成28年6月27日 6月定例会（参考人：水野弁護士）

《公聴会制度》

開催実績なし

4. 議会基本条例制定後の議会運営と問題点 について

【問題点】

- 基本条例制定の経緯、条例の内容等について、一層の深い理解が必要
- 議会基本条例について協議する場が、議会運営委員会以外に設けられていない。
- 基本条例の運用にあたって要綱等の精査が必要

本市議会における議会改革への取り組みは、議員改選の関係から、3期に分けて協議、検討が重ねられてきました。以下、その経緯と現在の取り組みについて説明します。

<第1期（平成17年6月～平成18年12月）>

●検討の主体：議会運営委員会→議会改革検討委員会（平成18年2月～）

●主な改革事項

- 議員定数を28名から24名に削減
- 地方自治法第100条第12項に規定する協議の場としての所管事項を調査・審議する「部会」会議録に発言者名を明記する。

※主に議会運営の申し合わせ事項を中心に協議され、53項目について検討されたが、検討項目の多くが現行どおり、または改選後の検討事項として申し送りとなりました。しかし検討過程では質問のあり方、議会人事や議会中継など、多くの検討課題について議員間で認識共有が図られました。

○——平成19年1月改選——○

<第2期（平成19年6月～平成20年9月）>

●検討の主体：議会運営委員会委員（オブザーバーを含む）で構成する議会改革検討委員会を設置(10名)

●主な改革事項

- 本会議における代表質問及び一般質問の方法について、従来の一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式及びこれらを組み合わせた複合方式の3方式に改めた。
- 市庁舎建設（20年7月）にあわせ、本会議のケーブルテレビによる録画放送の実施。
- 21年度からインターネットによる録画配信を決定。

※平成18年には北海道栗山町議会で全国初の議会基本条例が制定されたことで、本市議会でも条例制定が話題となりましたが、今後の課題とされました。

※新庁舎建設に向けた協議テーマ（一問一答式の導入・テレビ放映）が協議終了となったことで、今後の議会改革は議会運営委員会の中で協議することとし、議会改革検討委員会は一旦廃止することとなりました。

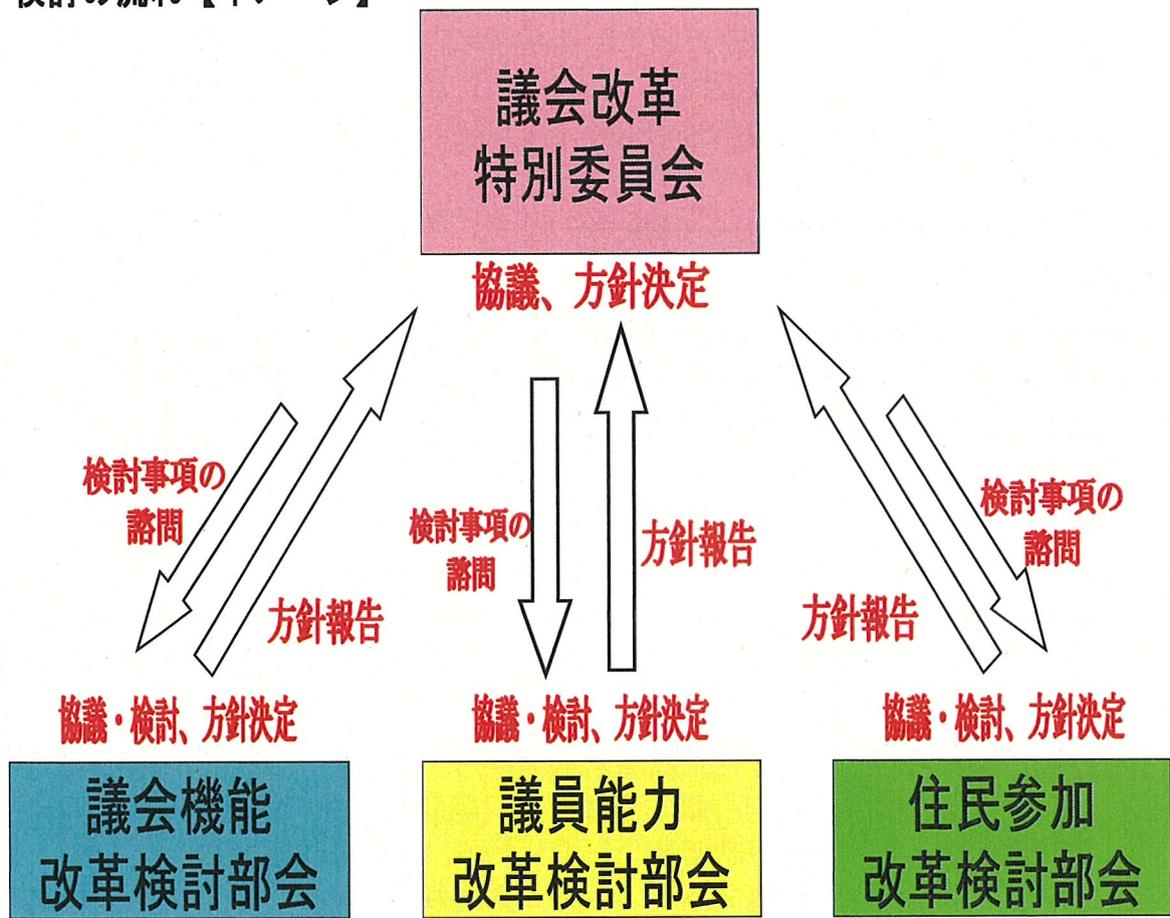
その後、平成23年4月に西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町による1市3町の合併により新西尾市が誕生し、直後の旧3町増員選挙を経て第3期の検討へ進みます。

<第3期（平成24年6月～平成29年5月）>

- 検討の主体：平成25年5月任期満了による改選を経て、6月に議会運営委員会委員（オブザーバーを含む）で構成する議会改革検討委員会を設置。

平成27年9月に同構成で議会改革特別委員会を設置。
下部組織として全議員が参画した議会機能、議員能力及び住民参加の強化を図るため、個別課題を検討する3検討部会を設けました。

検討の流れ【イメージ】



● 3 検討部会における実施することとされた改革事項

<議会機能改革検討部会>

- 参考人や公聴会制度の積極的活用
- 一問一答方式への統一
- 執行部への反問権の付与
- 閉会中の文書質問の実施
- 執行部側主催の審議会等への参加禁止
- 議会事務局の強化と活用
- 討論制限の廃止
- i P a dの導入
- 損害賠償請求事件の議案における住所、氏名の明示

<議員能力改革検討部会>

- 議員相互の自由討議の場の設定
- 個別議案に関する各議員の態度や姿勢の公表
- 自由討議における合意形成の実施
- 政策討論会の実施→委員会活動ガイドライン
- 政務活動費での活動の報告義務の設定
- 議員図書室の積極的活用
- 議員研修会の充実、実施
- 委員会の視察報告の公開

<住民参加改革検討部会>

- 本会議や各種委員会、協議会等の原則公開
- 住民参加型会議（一般会議）の開催
- 議会報告会の実施
- 市民アンケートの実施
- 様々な広報手段の活用や改善を図るための広報委員会の設置

西尾市議会基本条例（解説付き）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の活動原則（第4条—第6条）
- 第3章 議員の活動原則（第7条—第11条）
- 第4章 議会運営（第12条—第15条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第16条—第19条）
- 第6章 市民と議会との関係（第20条—第24条）
- 第7章 議会の体制整備（第25条—第27条）
- 第8章 災害時の対応（第28条）
- 第9章 補則（第29条）

附則

社会情勢が目まぐるしく変化する今日、自治体における議会は、多様な市民の意見を集約して自治体の意思とし、自治決定権を行使する機関として、大きな役割と責任を負っています。

議会がその役割と責任を果たすためには、二元代表制の一翼を担う存在として市長と互いに善政を競い合いながら、より一層「市民に開かれた議会」として合議体の特性を最大限に発揮していく必要があります。

西尾市議会は、市民を代表する唯一の議事機関としての責務を自覚し、市民からの負託と信頼に応えるため、議員相互の自由闊達な議論を展開しながら市民の声や市政の論点を明らかにし、政策立案及び提言を活発に行っていくとともに、市民への情報公開及び市民との情報共有に積極的に努めることをここに決意します。

矢作川の清流と郷土の山、波静かな三河の海に抱かれた、歴史と伝統ある西尾市のさらなる発展のため、議会のあるべき姿を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本原則を定め、西尾市議会（以下「議会」という。）が担うべき責務を明らかにするとともに、西尾市民全体の福祉向上を実現し、もって民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

◆解説◆

この条例の目的を記しています。

市民の福祉向上を実現するために、西尾市議会には、どのような役割と責任があるか、その責務を果たすために原則とするべきことを明らかにするのがこの条例の目的です。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、議論に基づきその権限を行使し、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

2 議会は、議会及び市長の二代表制の下、市民の代表として、自覚と誇りを持って、その負託と信頼に応えるものとする。

◆解説◆

西尾市議会がもっとも基本とするべき理念を記しています。

まず、議会は、議論により「市の意思」を決める機関であって、それが地方自治の本質でもあるということ。また、市民を代表して長とともに市民の負託と信頼に応える責任を自覚し、そのことに誇りを持って臨むこと。この二点が、議会の基本理念です。

(最高規範性)

第3条 議会及び議員は、議会における最高規範であるこの条例を遵守するものとし、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 議会は、議会に関わる法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例の趣旨に照らして判断するものとする。

◆解説◆

議会にかかわる条例や規則、要綱等、様々ありますが、それらのなかでもっとも上位に置かれるものが、この条例であり、他の条例等はこの条例の内容に反しないものであるべきことを示しています。議会にかかわる国の法令等についても、この条例の見方に立ってとらえ、解釈、運用することとします。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第4条 議会は、「市民に開かれた議会」として市民の負託に応え、その責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視し、議会を運営すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、議論に反映すること。
- (3) 議会の審議及び活動の情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 市政の論点を明らかにし、政策提案及び政策立案に努めること。
- (5) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (6) 議会機能の強化、議員能力の向上、市民参加の促進をはじめとする議会の活性化に向けた改革を推進すること。

◆解説◆

市民に開かれた議会として、市民に対する役割と責任を果たすために、6つの活動原則を掲げています。

①公正、透明な議会運営に努める。②議論には市民の多様な意見を反映する。③議会の審議や活動について情報公開を進める。④市の課題を示し、政策づくりに努める。⑤市政運営を監視し評価する。⑥議会の活性化を目指し改革を進める。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、その秩序を保持し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

◆解説◆

議長の責務を規定しています。

議会を代表し、議会のあるべき姿を守り、議会運営を公正で民主的なものにするよう努めることが議長の責務です。

(議決責任)

第6条 議会は、市民の意思の反映に努め、その議決責任を深く認識するとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営状況を監視し、及び評価しなければならない。

◆解説◆

議会の議決は「市の意思」を確定することですので、その責任は大変重いものです。だからこそ、議会は市民の意思を反映することに努めなければいけないこと。また、議決責任の重さを認識しながら、市長・行政がおこなう市政運営を監視し、評価することを示しています。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第7条 議員は、市の意思決定を担う議会の一員としての責務を果たし、公正かつ誠実に職務を遂行するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会において積極的な議論を行い、市民の負託に応える市の意思決定を行う。
- (2) 議員は、市民の意見を的確に把握し、議会活動、政策提言等に反映するよう努めなければならない。
- (3) 議員は、市民に対して、積極的な情報発信を行わなければならない。
- (4) 議員は、市民全体の福利向上のために活動しなければならない。

◆解説◆

議会を構成するのは議員です。議員が公正で誠実にその職を担うための活動原則を4つ掲げています。

- ①積極的な議論を行い、市民にかわって「市の意思」を決める（議決する）こと。
- ②市民の意見を把握し、議論や提言に活かしていくこと。
- ③市民に情報発信をすること。
- ④市民全体の福利向上を目指すこと。

(議員の態度及び姿勢の公表)

第8条 議会は、最も重要視すべき議員固有の権限である表決について、市民に対して情報公開し、説明責任を果たすために、個別議案並びに請願及び陳情に対する各議員の態度や姿勢を公表するものとする。

◆解説◆

議案等に対して、議員それぞれがどのような意思を示したかを公表することを示しています。例えば、議決のときに賛成票を投じたか、反対票を投じたか等を議案ごと議員ごとに明らかにします。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策、理念、目的等を同じくする議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

◆解説◆

議員は、議会のなかで、政策や理念、目的を同じくする議員グループとして活動する「会派」を結成できることを規定しています。政策立案等の調査研究をおこなったり、会派どうして調整をおこなうこともあります。

(政務活動費)

第10条 会派又は議員（以下「会派等」という。）は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

- 2 議長は、政務活動費の公正性及び透明性を確保するため、会派等から議長に提出される報告書を公開するものとする。
- 3 会派等は、前項の規定により提出する報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

◆解説◆

議員や議員グループである会派が政策形成能力を向上することは議会にとって重要です。政務活動費は、調査研究や政策提言をおこなうための資源として有効に活用するものとします。

政務活動費は公正に使用され、そのことが透明になっていなければいけません。そのため、議長は会派等に報告書を提出させ、これを公開します。会派等はその報告書について説明責任を果たします。

より詳しくは、別に条例等をつくってルール化します。

(議員研修)

第11条 議会は、議員として求められる能力のさらなる向上によって、市民の負託によりよく応えるため、議員研修会を実施し、充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の効果をより一層高め、議会全体の機能向上を図るため、議員による研修内容の発表、情報共有及び意見交換する場を設定するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員研修の運営について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議員の能力は議会の能力に直結します。

議会は、議員の能力がさらに向上するよう、研修会を実施します。また、研修の効果がより高まるよう、議員が受けた研修内容を発表したり共有したり、意見交換したりする場をつくります。

議員研修を運営するために、より詳しい内容を別に定めます。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第12条 議会は、市民に分かりやすく、十分な議論を尽くし合意形成に努め、円滑で効率的な運営を行うものとする。

◆解説◆

議会は、市民に分かりやすいものとなるように気をつけながら、合意形成をめざして議論を尽くします。「合意形成をめざす」とは、最初から相手を否定し聴く耳をもたないのではなく、ともに納得できる合意をさぐるよう互いに努力すること。しかし、合意のために少数意見に妥協を強制することはしないということです。議論を尽くすためには時間がかかりますが、だからこそ、円滑で効率的な運営となるようにします。

(委員会活動)

第13条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、その専門性を活かし、社会経済情勢等により生じる行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、政策課題の抽出及び政策形成機能の強化に積極的に努めるものとする。

2 委員会は、議会の閉会中においても、所管する事務についての調査研究を積

極的に行うよう努めるものとする。

◆解説◆

議会は、それぞれの専門分野ごとに委員会に分かれています。

委員会がその専門性を生かして、市政の課題を示し、その対策となる政策づくりを進めるべきこと、議会の閉会中も、調査研究に取り組んでいくべきことを示しています。

(議員間討議)

第14条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会意思の形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員間の討議を尊重し、公平な運営に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員間討議について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議会としての意思形成のため、議員どうしによる議論をおこなうことを規定しています。

議会また委員会で議員間討議をおこなうときには、議長また委員長は公平に運営するよう努めます。

議員間討議について、より詳しい内容を別に定めます。

(参考人制度及び公聴会制度の積極的活用)

第15条 議会は、本会議及び委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。

◆解説◆

参考人を招いたり、広く意見を聴く機会を活用したりする等、市民の知見を議会の議論に反映させるよう努めます。

第5章 議会と市長等との関係

(一問一答方式の実施)

第16条 議会の代表質問及び一般質問は、市政運営上の論点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

◆解説◆

議会の代表質問、一般質問は、論点がわかりやすくなるよう一問一答方式でおこないます。

(閉会中の文書質問)

第17条 議会は、閉会中においても、市長等に対し、必要に応じて文書による質問をすることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、文書質問について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

閉会中でも、市政について問い質すことが必要な点があれば、文書によって質問することができることを定めています。

文書質問について、より詳しい内容を別に定めます。

(反問権及び反論権の付与)

第18条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑、質問、提案等に対して論点を明確にするため反問することができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は議会による条例の提案、議案の修正、政策提案その他意見の表明に対して反論することができる。

3 市長等による反問又は反論が、論点を明確にし、議論を深める範囲を超えて行われると判断される場合には、議長又は委員長は発言の差し止め又は取り消しを命ずることができる。

4 前3項に定めるもののほか、反問及び反論について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議員が本会議や委員会で、市長等に質疑、質問、提案するとき、市長等が反問できることを規定しています。

また、議員が市長等に条例提案や議案修正、政策提案するとき、市長等が反論できることを規定しています。

そうした反問や反論は何が論点かを明らかにしたり、議論を深めたりするためにおこなわれるものとし、市長等がその範囲を超えて発言するときには、議長または委員長はそれを止めたり取り消したりすることができるようにしました。

反問権、反論権について、より詳しい内容を別に定めます。

- 反問とは 議員の質疑又は質問に対し、内容及び趣旨の確認並びに論点及び争点を整理し明確化を図るため、市長等が議員に質問または反対の意見を述べること。
- 反論とは 議員からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対する趣旨の確認並びに論点及び争点を整理し明確化を図るため、市長等が議員に質問または反対の意見を述べること。

(市長等主催審議会等への参加の制限)

第19条 議会は、法令、条例等で定めるものを除き、原則として市長等主催審議会等の委員に議員を選任しないものとする。

◆解説◆

議会は、議会として執行機関（長をはじめとする行政組織）を監視する機能があることをふまえ、市長等が主催する審議会等に議員を委員として選任することを原則として、おこないません。

第6章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第20条 議会は、広く市民の声を聴くとともに、市民に対して積極的に情報を提供し、情報の共有化を図り、説明責任を果たすものとする。

◆解説◆

本条から24条までは、議会と議員の広報広聴活動を規定しています。

議会が市民の声を広く「広聴」に努めることや、市民にすすんで情報を提供し、市民と情報を共有し、説明責任を果たす「広報」に努めることを規定しています。

(議会報告会)

第21条 議会は、市民に対して議案の審議、議決の内容等の報告並びに市政の情報提供及び意見交換のため、議会報告会を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議会は、市民への情報提供、市民との意見交換のため、議会報告会を開催します。議会報告会について、より詳しい内容を別に定めます。

(一般会議)

第22条 議会は政策的な情報及び意見を交換するため、議会が必要と認める場合は、一般会議を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、一般会議について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

議会は、必要に応じて、団体等と政策にかかわる情報や意見交換を目的とした「一般会議」を開催します。

一般会議について、より詳しい内容を別に定めます。

(広報等の充実)

第23条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、議会の活動に関する情報並びに議会における議論の経過、内容及び結果について、多様な媒体を用いて広報広聴に努めるものとする。

◆解説◆

議会は、議会の活動や議論について、さまざまな手段で広報広聴に努めます。

(会議の公開)

第24条 議会は、原則として本会議、委員会、全員協議会及び部会を公開するものとする。

◆解説◆

本会議、委員会、全員協議会や部会等、議会が開催する法令等で定められた会議を原則公開とします。

第7章 議会の体制整備

(議会事務局の強化と活用)

第25条 議会は、議事運営の円滑化並びに政策形成機能及び政策立案機能の向上を図るため、議会事務局の組織体制を整備し、立法機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

◆解説◆

議会は、円滑な議事運営やよりよい政策づくりを可能にするため、議会事務局を充実させていきます。

(議会図書室の充実と積極的活用)

第26条 議会は、市長等とは異なる見地から独立した情報源を持ち、議員の政策立案能力及び行政監視能力の向上を図ることを目的とし、議会図書室の充実を図るものとする。

2 議会図書室は、誰もが利用できるものとする。

◆解説◆

議会が独自の情報源を持ち、政策立案や行政監視を行う能力を向上させるため、議会図書室を充実させます。また、議会図書室は誰でも使える場所とします。

(情報通信技術の活用)

第27条 議会は、その機能を向上させるため情報通信技術を積極的に活用するものとする。

◆解説◆

議会の機能向上のために、情報通信技術の活用もすすめていくことを規定しています。

第8章 災害時の対応

(災害時の業務継続)

第28条 議会は、災害時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、災害時の業務継続について必要な事項は、別に定める。

◆解説◆

災害が起こったとき、議会がなすべきことを果たせるよう、組織体制を整備します。
災害時の対応について、より詳しい内容を別に定めます。

第9章 補則

(検証と見直し)

第29条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて常に検証し、必要に応じて議会に関する条例等を見直しを行うものとする。

◆解説◆

議会は、この条例の目的が達成されているかについて検証し、見直しを行います。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

現在位置： [ホーム](#) > [市政情報](#) > [計画・指針](#) > [男女共同参画事業](#) > [西尾市パートナーシップ宣誓制度を導入！](#)

西尾市パートナーシップ宣誓制度を導入！

西尾市パートナーシップ宣誓制度について

西尾市では、お二人のパートナーシップ関係を認めることで、性的少数者の方が抱えるさまざまな不安や困難を少しでも解消することを目的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的少数者であるお二人が継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係（パートナーシップ関係）であることを市が認める制度です。希望するお二人で宣誓書*を提出すると、市で宣誓したことを証する証明書*を発行します。

* 宣誓書…パートナーシップ宣誓書（以下、宣誓書とする。）

* 証明書…パートナーシップ宣誓証明書（以下、証明書とする。）

対象要件

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（市内の転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

上記の内容等について、書面で確認させていただき、宣誓日にご確認していただきます。

宣誓から証明書交付までの流れ

(1) 申請日の事前予約

西尾市 市民部 地域つながり課の窓口へ直接お越しいただくか、電話又はメールで連絡していただき、申請の日時を予約してください。（希望日の1週間前までにご連絡ください。）その際に、申請方法の説明をします。

連絡先（西尾市 市民部 地域つながり課）

TEL：0563-65-2178 Mail：kyoudou@city.nishio.lg.jp

～予約時にお伝えいただきたい内容～

- ・ 申込者とパートナーの氏名（性別違和などの場合で通称名の使用を希望される場合は、通称名もお伝えください。）
- ・ 申込者の電話番号
- ・ 宣誓希望日時（受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分まで）
- ・ 個室対応の有無
- ・ 宣誓時の住所地について（市内もしくは市外どちらか）

(2) 宣誓書の申請

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人でお越しください。

※ 転入予定の方がいる場合、パートナーシップ宣誓受付票をお渡ししますので、お渡し日から3か月以内に転入いた

だき、西尾市在住を証する住民票等必要書類をご提出ください。申請方法等、詳しくは手引きをご覧ください。

(3) 証明書の交付

申請書類を確認の上、証明書等を、後日郵送で交付します。(1週間ほど期間をいただきます。)

必要書類

パートナーシップ宣誓書

独身証明書(1人1通ずつ)

本人確認のできる書類(1人1通ずつ)

※一方又は双方が西尾市に転入予定の場合、必要書類が異なります。詳しくは手引きをご覧ください。

留意事項

手数料について

- ・証明書発行による手数料はかかりません。

(独身証明書など必要書類の発行手数料などは自己負担となります。)

通称名について

・性別違和等その他市長が特に理由があると認める場合は、証明書において、氏名と併せて通称名を使用することができます。通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類(郵便物や社員証等)の写しを宣誓書の申請の際にご提出ください。

※通称名を使用した場合、証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

証明書の再交付について

- ・証明書の紛失、破損等の事情により証明書の再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第4号)を提出していただきます。

宣誓書届出事項の変更

・住所、氏名・通称名、その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合には、パートナーシップ届出事項変更届(様式第5号)に変更した事実が分かる書類(住民票や郵便物など)を添付し提出していただきます。

※氏名・通称名の変更等を行う場合、変更前の証明書(A4用紙タイプ・カードタイプ)を返還していただきます。後日、変更後の証明書を再交付します。

証明書の返還

・パートナーシップが解消された場合や、一方が死亡した場合、一方又は双方が転出した場合はパートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第6号)に既に交付された証明書(A4用紙タイプ・カードタイプ)を添えて提出していただきます。

※返還届出日以降は、再交付申請により証明書を再発行することはできません。

※返還届の提出があった場合、当事者の双方に返還通知を送付します

市が無効としたパートナーシップ宣誓の公表

・宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、証明書に記載された番号を市ホームページ等で公表します。

関連資料

[西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱.pdf \[76KB pdfファイル\]](#)

[西尾市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き.pdf \[1026KB pdfファイル\]](#)

[様式第1号 パートナーシップ宣誓書.pdf \[53KB pdfファイル\]](#)

[様式第4号 パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書.pdf \[32KB pdfファイル\]](#)

[様式第5号 パートナーシップ届出事項変更届.pdf \[31KB pdfファイル\]](#)

[様式第6号 パートナーシップ宣誓証明書返還届.pdf \[32KB pdfファイル\]](#)

市民部 地域つながり課

お問い合わせ先

- 市民協働担当：0563-65-2178（直通）
- 地域支援担当：0563-65-2107（直通）
- Mail：kyoudou@city.nishio.lg.jp
- FAX：0563-56-2175

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
0563-56-2111（代表）

この組織からさがす：[市民部/地域つながり課](#)

登録日：2019年8月14日 / 更新日：2019年8月14日

今月のテーマは…

多様性が輝く 共生社会を目指して



障害や国籍、性的指向など人が持つ特性で分け隔てられることなく、互いに尊重し合える環境を整えることが必要です。誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、「手話言語条例」の制定と「パートナーシップ宣誓制度」の導入に取り組んでいます。

●手話言語条例

—手話言語条例とは何ですか。
市長 手話の理解と普及を図り、聴覚障害者の円滑なコミュニケーションを推進するための条例です。

—なぜ手話に注目するのですか。
市長 聴覚障害者の中でも、生まれつき耳の聞こえない「ろう者」の方にとって、手話は重要な言語です。話すことや聞くことができる人は、自然に言葉や文字を覚え、当たり前のようにコミュニケーションをとっています。しかし、ろう者の方が言葉と文字のつながりを理解するのは簡単ではありません。複雑な文章を理解することが苦手で、筆談では十分にコミュニケーションが取れない方もいます。言葉が通じなければ、社会にうまく関わらず孤立を招くことがあります。条例を制定することで、手話の重要性が認識され、さまざまな場面で手話を使えるようにしたいと考えています。

—具体的にどんなことに取り組みますか。
市長 障害者の団体と連携して、障害と手話への理解を深める啓発活動や、小・中学生への教育などを行います。また、あいさつ程度の手話ができるようにするため、市職員向けの手話講座を行います。

●パートナーシップ宣誓制度

—最近よく聞く「LGBT」とは何ですか。
市長 次の4つの頭文字をとった、性的少数者の総称の一つです。

L	女性同性愛者 (レズビアン)
G	男性同性愛者 (ゲイ)
B	両性愛者 (バイセクシュアル)
T	体と心の性が一致せず、違和感を持つ人 (トランスジェンダー)

—この他にもさまざまな性のあり方があり、性的少数者は13人に1人いるといわれています。

—パートナーシップ宣誓制度とはどんな制度ですか？

市長 一方または双方が性的少数者である2人のパートナーシップ関係(互いに支え合い生きていく人生のパートナー)を市が認める制度です。現在、県内の市町村で初となる導入を目指しています。

—なぜパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

市長 この制度は法律上の効果があるものではありません。しかし、市として2人の関係性を尊重

—することで、性的少数者の生きづらさを解消し、心豊かに暮らせるまちを実現するために導入します。パートナーシップ宣誓証明書を取得することでパートナーを生命保険の受取人にできる制度や携帯電話で家族割引サービスを受けられるなど、社会全体で性的少数者に関する取り組みが進んでいます。

—人はさまざまな特性や価値観を持って生きています。これからの社会に必要なのは、人と人を比較して優劣を判断することや、特定の属性によって区分けし、自分が属さない人たちに無関心であることではありません。一人一人がかげがえのない存在として認め合い、支え合い、誰もが輝いて暮らし、いける社会を築くことです。

すぐ使える 手話で「こんにちは」



1 時の12時を示す指2本の位置
2 合人折る指を差し曲げる
お辞儀しに差し曲げる

—事業の内容について、詳しくは次の問合先へ。▼手話言語条例：福祉課(☎65・2113) パートナーシップ宣誓制度：地域つながり課(☎65・2178)へ。

対象・応募資格 日時・期間 会場 内容 定員・募集人数
 費用 講師 持ち物・提出書類 申込・申請 その他 問合せ先

市民討議会の参加者を募集

市内在住の18歳以上の方の中から無作為に選んだ
 2,000人

11月24日(日) 午前10時～午後2時

市役所51ABC会議室

まちづくりについて話し合い、まちづくりのヒントにします。

30人(抽選)

参加案内が届いた方のうち、市民討議会への参加を希望する方は9月27日(金)までに、申込書を参加案内に同封の返信用封筒で地域つながり課(☎65・2178)へ。参加を希望しない方はアンケートを返信用封筒で返送してください。

討議会はどなたでも自由に見学できます。

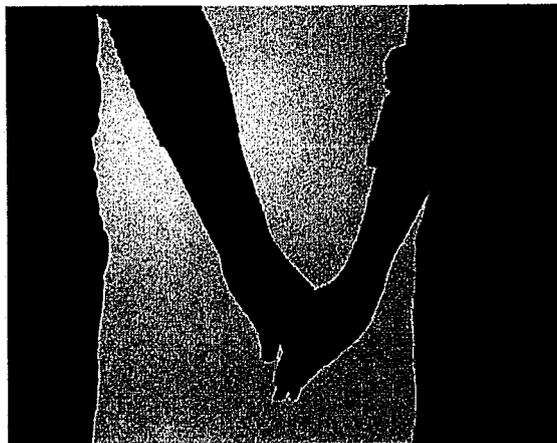


県内初の導入

西尾市パートナーシップ宣誓制度

性的少数者の意思を尊重し、生きづらさを少しでも解消するため「西尾市パートナーシップ宣誓制度」を9月1日から開始します。これは、性的少数者のパートナーシップ関係(人生のパートナーであること)を市が認める制度で、希望する二人が宣誓書を提出し、市が証明書を交付します。

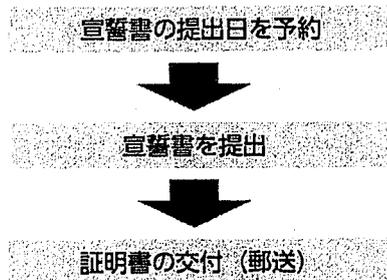
性的少数者とは、好意を持つ性が必ずしも異性のみではない方、または心の性が出生時の性とは異なる方のことです。民間団体の調査によると、日本人の13人に1人が性的少数者であるといわれています。性的少数者のことを表す総称の1つに、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の4つの頭文字をとった「LGBT」という言葉があります。



次の①～③を全て満たす方

- ①成年に達している
- ②市内在住または市内へ転入予定である
- ③配偶者がなく当事者以外とパートナーシップ関係にない

宣誓書提出日の1週間前までに電話で地域つながり課(☎65・2178)へ。手続きは次の手順です。



性的少数者に関する取り組み

「パートナーを生命保険の受取人にできる制度」や、「携帯電話会社の家族割引を受けられる制度」など民間事業者のサービスを利用できる機会が増えています。証明書には法律上の効果はありませんが、社会全体で性的少数者に関する取り組みが広がっています。

県内初 宣誓制度を導入

性的少数者対象に パートナーシップ

市議会経建部会

西尾市議会経済建設部会(青山繁部会長)が七日に開かれ、市側は県内初となる西尾市パートナーシップ宣誓制度を九月一日から導入することを明らかにした。

今年度の市政運営のローガン「多様性が輝く共生のまちづくり」に掲げる多様性を尊重する取り組みとして、九月一日から西尾市パートナーシップ宣誓制度を導入する。県内初となるもので、LGBTなどの性的少数者

いる。

コンビニ交付で手数料が半額に

コンビニ交付における発行手数料の値下げについて説明があった。

市では、平成二十九年二月六日から住民サービス向上のため、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど証明書を交付するサービスを実施している。

今回、平成三十年年度ワクワク西尾創生コンテストで「コンビニ交付における発行手数料の値下げ」が提案され、事業実施となったことから、交

付手数料を現行の二百円から百円引き下げるサービスを予定している。

開始日時は、令和二年一月六日午前六時三十分からの予定。取得できるのは、住民票の写しと印鑑登録証明書の二種類で、手数料はいずれも一通百円。この金額は、現行の市役所窓口での手数料より百円低い金額となる。

マイナンバーカードの交付を受けている人が対象で、通知カードと住基カードでは利用できない。午前六時三十分から午後十一時まで、市内のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップで利用できる。

コンビニ交付における発行手数料の値下げに伴う条例の一部改正が九月定例会に提案される。

市外から新たに企業4社が進出

令和元年四月以降新たに操業した企業と、今後操業を予定する主な企業について報告があった。市外から新たに進出する企業四社は、▽上矢田町地内へ新たに工場を建

設する株式会社磯貝製所(本社・碧南市、令和二年四月操業予定)▽志籠谷町地内へ新たな工場を建設する株式会社ジェイ・エンジニアリグ(本社・安城市、令和元年十二月操業予定)▽岡島町地内へ新たに工場を建設する碧高分子工業株式会社(本社・碧南市、令和二年二月操業予定)▽江原町地内に物流拠点を整備し、本社を西尾に移転した株式会社TKテクノ(本社・安城市、令和元年五月操業)。

市内で拡張する企業「株式会社オティック西尾」で、将来の受注大への対応やBCP対策として災害リスクの低減を図るため、西浅井町内へ工場を建設する。事業費は約五十一億六千万円で、操業開始は令和二年十二月を予定している。

その他の地域でも、令和元年度に十三社の内企業(イノアックコポレーション、伊藤工業カリット、タマリ工業鈴木鉄工、セキソー、作産業、アイシン・エイシンAW、カミヤ電気光南、ケイケイエム)拡張を予定している。

友国工業団地の洪水緩和を検討 吉良町友国地内の友国工業団地周辺滞滞対策事業については、同地周辺で以前から、朝通勤時間帯に企業の通

一日一書

西尾市 杉山 青苑

順応

しゅんのう 順 応

環境、境遇、刺激などに従って、自分の行動のしかたを変えること。適応していくのです。刺激を受けても、身体はストレス、刺激になれ、異常性を感じなくなることになります。「慣れ」はおそろしい。気をつけましょう。

LGBT パートナーシップ宣誓

県内初の制度導入

市議会経建部会

西尾市は7日の市議会経建部会(青山繁部会長)で、愛知県内の自治体で初導入となるLGBT(性的少数者)を対象とした西尾市パートナーシップ宣誓制度について説明した。

中村健市長の本年度の市政運営スロガン「多様性が輝く共生のまちづくり」の取り組みとして、LGBTの取り組みを対象に二人のパートナーシップ関係を市が認める制度で、9月1日から導入する。社会的に性的少数者に関する取り組みが広がっている状況に対応していく。

具体的には西尾市在住の成人に達した二人。市への届け出で、宣誓証明書を発

行する。証明書を取得した人たちはパートナーを生命保険の受取人にでき、携帯会社の家族割引や住宅ローンを含む際の収支合算やペア返済などの民間独自のサービスを利用できる。

前6時30分から。市役所窓口での手数料は200円。コンビニ交付では半額となる。対象者はマイナンバーカードの交付を受けることが必要となる。

**コンビニ交付
手数料100円**

**企業誘致実績
市外から4社**

住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付における発行手数料は、現行の200円から100円に値下げする。昨年度に実施した職員を対象にしたワークアウト尾尾創生コンテストで入賞したアイデア提案を採用した。

値下げは来年1月6日午

企業誘致の近況として、今年4月以降に新たに操業した企業と、今後操業を予定している企業について説明した。市外から新たに進出する企業は、上矢田町に新工場の建設計画がある株式会社機員製作所(本社・碧南市、総事業費約6億7000万円、操業開始は令和2年4月予定)と、志籠

豚コレラの防疫措置については、豚コレラの発生確認された6月29日以降、吉良町津平の養豚団地と周辺の関連養豚場で559頭、吉良町下横須賀の養豚場で722頭、吉良町上須賀の養豚場で1510頭の合計7828頭を殺処分した。防疫措置は国と県の協議で埋却と決定し、274袋の埋却を実施。期間は6月29日から7月9日までの十一日間で、職員数は県職員が1730人、国職員が226人、市職員が120人、自衛隊が34人、その他82人の延べ472人となった。



記者席

サウナ

○日中だけでなく、朝夕も車内はサウナ状態。運転席に乗り込んでキーを差し込んだり、シートベルトを着けていたりする間に、すでに額には汗が冷たい缶飲料も数時間の

放置で生ぬるくなるほどです。事なき

初物の歯をわり

○注意したいのが、スマホや携帯電話の置き忘れ。液晶画面が熱でやられることも。先日も取材で30分ほど車から離れて戻った。日差しにさらされていた本体がかなり熱くなり、画面も写らない状態。慌ててグラーの強風に近づければ運良く復

○「シャリッ」「シャリッ」。独特の歯をわりがおおいしさを増す地元産のナシが、出荷記事で既報のとおり、出荷り始めました。瑞々しい果汁が口の中いっぱいに広がり、さらに今年初めて口にする「シャリ」はおいしい。舌からも秋が少しずつ近づいていることを実感しました。

友国周辺の渋滞
交通量調査実施

友国工業団地周辺渋滞対策検討業務については、通勤車両による交通渋滞が発生し、周辺住民の生活に悪影響を及ぼしている中、早期に交通渋滞の緩和を図るため、現況交通量調査等を行い、原因を整理し、今後の対策方針策定の基礎資料とする。現況交通量調査7カ所、周辺企業駐車場入り量調査と周辺企業ヒアリング調査を6社程度で実施。また、交差点解析及対策検討など動的シミュレーション、通学路の調査び対策検討をする。市議会9月定例会に関連予算を出す。

建築使用許可
手数料を改定

建築基準法の許可手数料の追加は、建築基準法の改正で建築物の使用許可申請手数料を県と同額の1件につき12万円。既存建築物用途を変更し、一時的に使用用途の建築物として使

豚コレラ殺処分
約7千8百頭

豚コレラの防疫措置については、豚コレラの発生確認された6月29日以降、吉良町津平の養豚団地と周辺の関連養豚場で559頭、吉良町下横須賀の養豚場で722頭、吉良町上須賀の養豚場で1510頭の合計7828頭を殺処分した。防疫措置は国と県の協議で埋却と決定し、274袋の埋却を実施。期間は6月29日から7月9日までの十一日間で、職員数は県職員が1730人、国職員が226人、市職員が120人、自衛隊が34人、その他82人の延べ472人となった。